

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

	改 正 案	現 行
	(連結の範囲)	(連結の範囲)
第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行持株会社が銀行及び法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号又は第十三号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号口、第十五条第一項及び第十八条第六項第一号口において「金融子会社」と子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。	第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行持株会社が銀行及び法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号口、第十五条第一項及び第十八条第六項第一号口において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。	
2 (略)	2 (略)	2 (略)
(調整後少數株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)	(調整後少數株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)	(調整後少數株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)
第八条 (略) 2 (略) 8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。	第八条 (略) 2 (略) 8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。	第八条 (略) 2 (略) 8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

イ・ロ （略）

ハ 当該銀行持株会社が銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号若しくは第十三号に掲げる会社（同項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除むものを除く。以下この号及び第十八条第六項第一号ハにおいて「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

除く。）

二 （略）

二  
二  
二

一 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本調達手段を銀行持株会社又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行持株会社又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

イ・ロ （略）

ハ 当該銀行持株会社が銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（同項第十号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第十八条第六項第一号ハにおいて「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

除く。）

二  
二  
二